

社会福祉法人崇徳会 役員、評議員及び評議員選任・解任委員の報酬等に関する支給規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人崇徳会（以下「この法人」という。）の役員、評議員及び評議員選任・解任委員の報酬支給並びに費用弁償に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 報酬とは、報酬・賞与、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であつて、その名称の如何を問わない。
- (2) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であつて、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給について)

第3条 役員、評議員及び評議員選任・解任委員は、無報酬とする。

(費用弁償について)

第4条 この法人は、役員、評議員及び評議員選任・解任委員が職務上必要な研修参加等の出張にかかり、負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もつて支払うことができるものとする。

2 役員、評議員及び評議員選任・解任委員には、出張に要する旅費（交通費、宿泊費）を、一般職員出張旅費基準に準じて出張費として支払うことができる。

(費用の支給方法)

第5条 第4条の費用は、必要の都度、支払うものとする。

2 費用は、通貨をもつて本人に支払うものとする。

(改 廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議によつて行ふ。

附 則

この規程は平成29年12月19日から施行する。